

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合、事業者は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- ・ 通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき30円

4 事業者は、前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たって、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は利用者の保護者の同意を得るものとする。

5 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は青森市の全域とする。

(事業の主たる対象者)

第9条 居宅介護・重度訪問介護ともに主たる対象者は身体障害者とする。

(緊急時等における対応方法及び連絡体制)

第10条 事業所の従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業者は、指定居宅介護事業所の従業者による前項に規定する緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保するとともに、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。

(苦情解決)

第11条 事業者は、提供した指定居宅介護等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供した指定居宅介護等に関し、市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法(昭和26 年法律第45 号)第83 条に規定する運営適正化委員会が同法第85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等、次の措置を講ずる。

2 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

3 成年後見制度の利用支援

4 苦情解決体制の整備

5 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

6 虐待防止委員会の設置